

日高中部消防組合火災予防規程

全改	(平成 19 年 5 月 29 日	訓令第 6 号)
	平成 20 年 1 月 10 日	訓令第 1 号
	平成 22 年 3 月 10 日	訓令第 1 号
	平成 26 年 7 月 31 日	訓令第 5 号
	平成 30 年 12 月 19 日	訓令第 3 号
	令和 3 年 3 月 25 日	訓令第 3 号

目 次

- 第 1 章 総 則 (第 1 条～第 4 条)
- 第 2 章 証票及び意見書等の交付 (第 5 条～第 7 条)
- 第 3 章 防火管理者等
 - 第 1 節 防火管理の確立 (第 8 条～第 11 条)
 - 第 2 節 防火指導 (第 12 条～第 14 条)
- 第 4 章 建築同意 (第 15 条・第 16 条)
- 第 5 章 消防用設備等 (第 17 条～第 20 条)
- 第 6 章 査 察
 - 第 1 節 通則 (第 21 条～第 26 条)
 - 第 2 節 査察の執行 (第 27 条～第 31 条)
- 第 7 章 違反処理 (第 32 条)
- 第 8 章 現場広報 (第 33 条)
- 第 9 章 火災統計 (第 34 条・第 35 条)
- 第 10 章 雑 則 (第 36 条～第 40 条)

第 1 章 総則

(目 的)

第 1 条 この規定は、別に定めがあるもののほか、火災予防上必要な事務処理について定めることを目的とする。

(法令等の略称)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる法令の略称は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) をいう。
- (2) 令 消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号) をいう。
- (3) 省 令 消防法施行規則 (昭和 36 年自治省令第 6 号) をいう。
- (4) 危 令 危険物の規制に関する政令 (昭和 34 年政令第 306 号) をいう。
- (5) 危省令 危険物の規制に関する規則 (昭和 34 年総理府令第 55 号) をいう。
- (6) 条 例 日高中部消防組合火災予防条例 (昭和 61 年条例第 3 号) をいう。

(定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 査察とは、法第 2 条第 3 項に規定する消防対象物 (以下「消防対象物」という。) の火災を予防するため、法第 4 条又は法第 16 条の 5 の規定に基づく立入検査等を行い、当該対象物の不備欠陥事項等について必要な措置を講じ、火災危険の排除を促すことをいう。
- (2) 防火対象物とは、法 17 条第 1 項に規定する消防用設備等又は同条第 3 項に規定する特殊消防用設備等を必要とする令別表第 1 に掲げる防火対象物をいう。
- (3) 特定防火対象物とは、前 (2) 号で掲げる防火対象物のうち、法 8 条第 1 項で定める令別表第 1 に掲げる防火対象物で、(1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ、(16) 項イ、(16) の 2 項並びに (16) の 3 項のものをいう。

- (4) 非特定防火対象物とは、前(2)号で掲げる防火対象物のうち、前(3)号以外のものをいう。
- (5) 危険物製造所等とは、法第10条に規定する危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。
- (6) 一般対象物とは、建築物及び工作物のうち、前(2)号に定める防火対象物及び前(5)号に定める危険物製造所等を除いたものをいう。
- (7) 査察員とは、立入検査証を交付されている消防職員・団員をいう。
(指導及び調整)

第4条 警防課長(以下「課長」という。)は、火災予防に関する事務を統括し、予防事務が適正かつ円滑に処理されるよう指導及び調整しなければならない。

第2章 証票及び意見書等の交付

(証票の交付)

第5条 消防長は、日高中部消防組合火災予防規則第2条に定める証票(立入検査証)を消防職・団員に交付した場合は、その旨を立入検査証交付台帳(様式第1号)に記載しなければならない。

(意見書の交付)

第6条 消防長は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第36条第1項(設置)及び第37条の2第1項(変更)の規定による許可申請に添付する意見書(様式第2号)の交付申請があつたときは、書類審査及び調査を行い、必要な事項を記載し、申請者に交付しなければならない。

(適合通知書の交付)

第7条 消防長は、旅館業、公衆浴場及び興業場等営業の許可申請に係わる防火安全について消防法令適合通知書交付申請(様式第3号)があつたときは、当該防火対象物について調査を行い、適合と認めたときは消防法令適合通知書(様式第4号)に必要な事項を記載し、申請者に交付しなければならない。

- 2 消防長は、旅館、ホテルの防火安全に関することについて、旅行関係者(個人を除く。)から旅館、ホテルの消防法令等適合状況に関する照会書(様式第22号)により照会があつたときは、日高中部消防組合防火基準適合表示要綱第4条に基づき交付される表示マークの交付状況等について、旅行関係者からの照会に対する回答書(様式第23号)により回答しなければならない。なお、旅行関係者において様式第22号に準じた様式を用いている場合は、その様式を使用することができるものとする。

第3章 防火管理等

第1節 防火管理の確立

(防火管理の確立)

第8条 消防長は、法第8条及び第8条の2に規定する防火管理を行わなければならない対象物の実態を把握し、防火管理業務が適正に行われるよう指導しなければならない。

(防火管理講習)

第9条 消防長は、防火に関し必要な業務を遂行するとともに、円滑な運営を図るため必要に応じ、防火管理のための講習(以下「防火管理講習」という。)を行うものとする。

(講習の種別)

第10条 前条に定める防火管理講習は、令第3条第1項第1号イ及び同項第2号イに規定する講習をいう。

(講習の実施方法)

第11条 防火管理講習は、あらかじめ定めた年間実施計画により実施するものとする。

- 2 防火管理講習の受講手続きは、次の各号によるものとする。

(1) 受講申込みは、防火管理新規受講申込書(様式第5号)、甲種防火管理再講習受講申込書(様式第6号)による。

- 3 講習終了後、相当と認められた者には、防火管理講習修了証(新規・再講習)交付台帳(様式第7号)に記載し、修了証(様式第8号・第8号の2・8号の3)を交付する。

(修了証の再交付)

第11条の2 前条第3項により交付された修了証を紛失・忘失等により再交付を受けようとする者は、防火管理講習修了証再交付申請書(様式第8号の4)により再交付手数料を添えて申請す

るものとする。

- 2 前項により申請のあつたものについては、防火管理講習修了証(新規・再講習)交付台帳の記載事項を確認し修了証(様式第8号の5、様式第8号の6、様式第8号の7)を再交付する。

第2節 防火指導

(危険物製造所等の防火指導)

- 第12条 消防長は、危険物製造所等の管理について権原を有する者に対して、防火活動の指導を行わなければならない。

(住民等の防火指導)

- 第13条 消防署長又は支署長(以下「署長等」という。)は、事業所等、住民、自治会及び民間防火組織に対し、自主的に防火活動を行うよう指導しなければならない。

(防火指導の処理)

- 第14条 前第12条及び第13条の規定により防火活動を指導するときは、防火活動実施依頼書(様式第9号)により処理するものとする。

第4章 建築同意

(同意の審査)

- 第15条 消防長、消防署長、支署長又は課長(以下「消防長等」という。)は、法第7条の規定による同意を要する建築物の建築確認申請書又は許可申請書(以下「建築確認等申請書」という。)を受けたときは建築確認申請等受付簿(様式第10号及び10号の2)に所定の事項を記載するとともに、建築物確認消防同意・通知書(様式第11号)により必要な調査及び審査を行い、当該行政庁に通知しなければならない。

(同意の処理)

- 第16条 消防長等は、前条の規程に基づき審査した結果、建築物の防火に関する規定に違反していないものについては同意と処理し、建築物の防火に関する規定に違反し、又は、火災予防上著しく支障のあるものについては、不同意として処理するものとする。

- 2 前項により同意と処理したときは、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置について(様式第11号の2)によって申請者に通知するものとする。
- 3 不同意と処理したときは、理由書を添付し当該行政庁に通知するものとする。
- 4 同意の通知を行う場合に、建築物の計画について、令第32条等の規定に基づき認定を行っているときは、当該認定の概要等を記載した書類を添付すること。
- 5 同意の際に令第32条等の規定に基づく認定を受けていることが必要であるものについては、当該認定を予め受けるよう建築主等に指示すること。

第5章 消防用設備等

(着工届の受理等)

- 第17条 消防長等は、法第17条の14に規定する工事整備対象設備等着工届を受理し、当該届出事項についての審査を行い、工事整備対象設備等着工届受付簿(様式第12号)に必要事項を記載しなければならない。

(設置届の受理等)

- 第18条 消防長等は、法第17条の3の2に規定する消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届を受理し、当該届出事項についての検査をしなければならない。

- 2 消防長等は、前項の検査の結果、法第17条の規定による技術上の基準に適合していると認めるときは、消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証交付台帳(様式第13号)に記載し、省令第31条の3第4項の規定による検査済証を交付するものとする。

(基準の特例適用)

- 第19条 消防長は、令第32条等の規定に基づく申請があるときは、消防用設備等特例認定申請書(様式第14号)に記載させ必要な審査を行った結果、火災の発生又は延焼の恐れが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると判断したときは、令第2章第3節の規定は適合しないものと認定する。

(点検結果報告の受理)

第20条 消防長等は、法第8条の2の2の規定による防火対象物点検結果報告書及び法第17条の3の3の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等点検結果報告書が提出された場合は、受理するものとする。

第6章 査察

第1節 通 則

(査察の実施)

第21条 消防長等は、消防対象物の規模、構造、用途及び危険物の管理状況並びに地形気象等を考慮し、実情に応じた効果的な査察を実施しなければならない。

(査察の区分)

第22条 査察の区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 定期査察 特定防火対象物、非特定防火対象物、危険物製造所等
- (2) 臨時査察
- (3) 一般査察 一般対象物

(査察の種類)

第23条 査察の種類は、次の各号のものをいう。

- (1) 定期査察とは、特定防火対象物、非特定防火対象物、危険物製造所等について、査察計画に基づき定期的に実施するものをいう。
- (2) 臨時査察とは、次のアからエまでに掲げるものをいう。
 - ア 仮設建築物等の使用開始前のとき
 - イ たき火又は火入れ等の揚煙が確認され状況把握のとき
 - ウ 関係者より査察検査を要請されたとき
 - エ その他消防長等が必要と認めたとき
- (3) 一般査察とは、一般対象物について、査察計画に基づき実施するものをいう。

(査察台帳の作成)

第24条 消防長等は、査察台帳を作成しなければならない。

2 査察台帳は、次のとおりとする。

- (1) 防火対象物台帳(様式第15号)
- (2) 危険物製造所等台帳(様式第16号)
- (3) 一般対象物台帳(別に定める)

(査察台帳の管理)

第25条 査察員は、査察台帳の記載事項に変更が生じたときは、これを訂正し、常に職務に資し得るように管理しなければならない。

(査察計画)

第26条 消防署長等は、査察を効果的に推進するため査察計画を策定し、消防長に報告するものとする。

第2節 査察の執行

(査察執行上の心得)

第27条 査察員は、常に査察執行上必要な知識の修得及び査察技術の向上に努め、査察にあたっては、法第4条又は法第16条の5の規定に基づくほか、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 査察は、複数の査察員により行うことを原則とする。
- (2) 服装は、制服又は盛夏衣を着用し端正であること。ただし、査察対象物の状況及び内容等により制服又は盛夏衣によらないことができる。
- (3) 態度を厳正にし、言動に注意し、親切丁寧を旨とし、相手に対して不快の念を与えないこと。
- (4) 査察を実施するときは、関係者の立ち会いを求め、査察対象物に設置されている消防用設備等について、操作が必要なときは必ず関係者に行わせること。
- (5) 個人の住居部分については、必ず当該関係者の承諾を得た上で行うこと。ただし緊急の必要性があると認めた場合は、その限りでない。

- (6) 正当な理由なくして立入若しくは検査を拒み、妨げ、又は忌避する者がある場合は、査察の主旨を説明し、かつ応じない場合は、その旨を消防長等に報告し指示を受けること。
- (7) 査察結果は、火災予防上の理由を明らかにし、消防用設備等その他の関係事項について関係者に示すこと。
- (8) 個人の権利への不当な侵害及び民事的紛争に関与しないこと。
- (9) 火災防ぎよについても十分配慮して行うこと。

(立入検査結果通知書の交付等)

第 28 条 消防長は、査察員が立入検査を行った結果、不備欠陥事項があると認めるとき、又は火災予防上改善の必要があると認めるときは、関係者に対して口頭指導又は立入検査結果通知書(様式第 17 号・第 17 号の 2・第 17 号の 3)を交付し改善させるものとする。

(不備欠陥事項の処理)

第 29 条 前条の規程による不備欠陥事項については、改善計画書(様式第 18 号)により報告させるものとする。ただし、指導内容が軽易なものにあつては、口頭により報告をさせることができる。この場合は報告書等に記載するものとする。

(不備欠陥事項の確認・調査)

第 30 条 消防長等は、前 2 条の規程により処理した立入検査結果について必要と認めるときは、調査員に確認又は調査をさせるとともに、必要な措置を講じなければならない。

(査察結果報告)

第 31 条 査察員が査察を行った場合は、その結果を査察票(様式第 19 号又は第 20 号)に記載し、消防長に報告しなければならない。

第 7 章 違反処理

(違反の処理)

第 32 条 消防長は、第 21 条に定める査察の結果、自主的な改善が図られないと認めるときは、日高中部消防組合違反処理規定の定めるところにより処理するものとする。

第 8 章 現場広報

(現場広報)

第 33 条 署長等は、必要に応じ火災、爆発その他の災害において、災害現況その他必要な事項を住民等に広報するものとする。

第 9 章 火災統計

(火災統計)

第 34 条 課長は、次の各号に掲げる火災統計を作成し、消防長に報告するものとする。

- (1) 火災月報
- (2) 火災年報

2 前項の火災統計は、月報にあつては翌月 10 日まで、年報は翌年 1 月末までに作成するものとする。

(火災報告)

第 35 条 署長等は、特殊火災が発生したときは、その事実を適正に把握し直ちに消防長に報告するものとする。

第 10 章 雑則

(法で定める届出書の受理事等)

第 36 条 署長等は、次の各号により法で定める届出書が提出されたときは、内容を審査するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 大規模な増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物の消防計画作成(変更)届出書
- (2) 前号以外の消防計画作成(変更)届出書及び防火管理者選任(解任)届出書
- (3) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱開始(廃止)届出書

(危険物等流出事故の処理)

第 37 条 署長等は、社会的に影響度が高いと認められる危険物の流出の通報及び報告等を受けたときは、速やかに必要な対策を講じ、消防長に報告するとともに、関係機関に連絡しなければならない。

(苦情処理)

第 38 条 署長等は、火災予防又は危険物等に関しての投書又は、苦情等があつたときは、速やかに実情を調査し、適切な措置を講ずるとともに、必要に応じその結果を苦情処理簿（様式第 21 号）に記録し、特に重要と認められるものについては、消防長に報告しなければならない。

(届出書等の提出部数及び提出済等の印)

第 39 条 この規程の定めるところにより届出を行う者は、当該様式による届出書 2 通を消防長等に提出するものとする。

2 前項の届出書を受理したときは、消防長等において必要な調査を行い支障がないと認めたときは、その 1 通に届出済または承認済の印（同規則 8 条 2 による別記第 20 号様式）を押印して届出者に交付するものとする。

(施行細目)

第 40 条 この規程に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則(平成 19 年訓令第 6 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年訓令第 1 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年訓令第 5 号)

この訓令は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年訓令第 3 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年訓令第 3 号)

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。